

令和2年11月12日

指定就労継続支援A型事業所 管理者 様

旭川市福祉保険部指導監査課長

就労継続支援A型事業所における賃金向上達成指導員の配置及び加算の算定について（お知らせ）

就労継続支援A型事業所における賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについては、報酬告示及び留意事項通知において「指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合」に算定すると規定されていますが、兼務の可否等については特段規定されていません。

そのため、賃金向上達成指導員について、生活支援員等との兼務が可能なのか、また、福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種となるのか疑義が生じたため、厚生労働省に照会したところ回答があったため、次のとおり取扱うこととします。

1 賃金向上達成指導員は、管理者及び生活支援員等との兼務は不可

賃金向上達成指導員は、生産活動収入を増やすための販路拡大等を盛り込んだ「賃金向上計画」を作成するとともに、利用者のキャリアアップを図るための措置を講じるなど、積極的に取り組むことが必要とされる職種であることから、専従で配置する必要があります。

そのため、賃金向上達成指導員を複数名配置し、常勤換算方法で1以上を満たすものとして届出している場合においても、管理者、生活支援員及び職業指導員のいずれの職種とも兼務することはできず、仮に兼務をした場合は、当該賃金向上達成指導員としての勤務時間数を常勤換算に算入することはできないため、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たさないこととなります。

2 賃金向上達成指導員は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象外

賃金向上達成指導員は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）の「その他の職種」（変更特例を適用した場合を除く）として賃金改善の対象となりますが、福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とはなりません。（※就労継続支援B型事業所における目標工賃達成指導員とは取扱いが異なるため、御注意ください。）

- 上記取扱いの適用開始年月日は、**令和3年1月1日以降**とします。ただし、既に賃金向上達成指導員を令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算の対象としている場合は、当課に御相談ください。

【根拠法令】

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示523号）第13の12の2
- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発1031001号）第二の3(4)⑬

(連絡先) 旭川市福祉保険部指導監査課（障がい担当）  
電話：(0166) 26-1111（内線5129,5118）FAX：(0166) 25-9090

